

## 特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の 解除面積
清荒神1 生産緑地地区	清荒神2丁目 地内	約 624 m <sup>2</sup>
合 計 1地区		約 624 m <sup>2</sup>
		約 0.06 ha

「区域は解除図表示のとおり」